

近世史料にみる憑き物「オーサキ狐」の諸相

小池信一

はじめに

憑き物は、靈力を持つと信じられているいろいろなモノが人間に憑く現象、またはその個々のモノをいい、自然に憑くものと求めて憑かせるものの二種あつた。

憑き物の種類は狐をはじめいろいろあつたが、いずれも架空の動物と言つてよく正体はみな体の小さいイタチ位の小動物と信じられていた。こうした憑き物は、全国に分布しており、関東北西部から中部地方にかけてのオーサキ狐、中部地方のイズナ、クダ、出雲を中心とした山陰地方のヒトギツネあるいはニンコ、中国、四国地方のトウビヨウ、ゲドウ、四国・九州地方の大神などその代表的なものである。

本稿では、これらの憑き物のなかで、本県に関係深いオーサキ狐を取上げた。オーサキ狐は、単にオーサキ、オーサキドーカ、あるいはオサキとも言い、漢字では尾先、尾崎、尾前などいろいろな文字を当てている。

近世史料のなかには、オーサキ狐とは言つてはいないが、それとしてもよいと思われる史料もあつた。しかし、ここでは特にオーサキ狐と断つているもののみを敢えて取上げた。それは狐憑きといつてもいろいろなケースがあるなかで、地域性の明確なオーサキ狐についてこだわってみたいと考えたからである。

ところで、オーサキ狐の俗信については、以前筆者が「埼玉県史研究12号」⁽¹⁾に民俗学的立場からの聞き書きと文献史料からまとめたものを紹介している。重複のきらいはあるが、この憑き物の俗信の概要を把握していただくために簡単に述べておきたい。

① オーサキ狐の名称は前述のとおりであるが、野に住むものと家に住むものがある。

② 大きさは大体イタチ位のものが多く、色は赤っぽく、時に灰色や白色などいろいろである。本県では奥秩父などに棲息するオコジョだという人もある。また、群をなしているのでオーゼイ（大勢）などという隠語もある。

③ 家に住むものは、主家すなわちオーサキ狐筋の家、あるいは

オーサキ持ちの家のために働き、周囲の家から財物を運び込むといわれ、その家を富ませるという。しかし、ひとたび家運が傾くと主家を見限って逆に財物を主家から他家へ運び出すので急速に貧乏になるという。

(4) オーサキ狐は群をなして住みついているので、その家では大きなハンデー（飯台）に飯を山盛りにし、縁を叩いて呼び集めて食べさせる。

(5) 主家の人が恨んだり、妬んだりするとその相手に憑いて熱病の如くさせ憑いた理由を口走るので、どこから来て、なぜ憑いたかがわかる。

(6) オーサキ狐を落とすには修験に祈禱してもらったり、三方の辻に送り出す。また、封じ込めることもする。

(7) こうしたことから、オーサキ持ちとされる家は、たとえ資産家でも余り羨しがられず、同類になるといって縁組みなどは敬遠した。以上がオーサキ狐の俗信のあらましであるが、他の憑き物についてもほぼ共通してみられる事象である。その成立については諸説あり、日本人が持つ同一の心意伝承に起因するものと考えられている。

なお、オーサキ狐についての研究、発表等については、前述の「埼玉県史研究」に本県関係のものを掲げた。その後本県関係では管見の限り余り多くを見出せない。「埼玉県史 別編2 民俗2」（昭和61）の第八章信仰の中の俗信のひとつ、動物に関する俗信として取り上げられているくらいであらうか。隣県群馬県では從来こ

の分野の研究は盛んで、上野勇氏をはじめとする先学の貴重な業績が残されているが、近年も研究が盛んである。やはり「群馬県史 資料編26 民俗2」（昭和57）の第一編信仰のなかの第六章俗信で取り上げられているほか、同じく「群馬県史 資料編14 近世6」（昭和61）と「同 同16 近世8」（昭和63）のなかで、オーサキ狐に関する近世史料二点が紹介されている。また、星間源四郎氏の「疫病と狐憑き—近世庶民の医療事情」（昭和60）、群馬県の憑き物についての研究をまとめられた後藤忠夫氏の「群馬の憑き物」（昭和61）、さらに近藤章氏が「群馬県史研究 28号」（昭和63）に発表した「憑霊信仰関係の近世史料について—群馬県の場合—」（昭和63）のなかでもそれぞれオーサキ狐について述べている。ただし、同じくオーサキ狐俗信の分布地域の一つとされる長野県では、長野県史の民俗編などでもクダ、イイズナの名は見えてもオーサキ狐の名を発見できず、いずれも狐憑きの範疇に入っているようであった。

これは近世史料についても同様で「長野県史 近世史料編 第四卷 (二) 南信地方」に伊奈郡向方村の狐憑きの史料（一六九四）が載っているが、オーサキ狐とは言っていない。

以上が筆者が知り得た近年におけるオーサキ狐の俗信に関する研究の成果である。さて、こうしたオーサキ狐をはじめとする憑き物の俗信は、どうしても社会的弊害を伴い、農山村地域を中心に根強く伝承されて来た。しかし、明治維新後、社会一般が迷信としてこれを撲滅追放しようとする努力が払われ、特に太平洋戦争後の科学

的思考の盛行とその成立等に関する研究が進められるなかで、現在では既に過去のものとなつて来ている。

本稿でこのオーサキ狐に関する近世史料を取り上げたのは、これまで、本県でも民俗学的な立場からの調査研究はなされて来たが、歴史的経過の中でこれをとらえることは少なかつたので、民俗学的研究を補完するものとして近世史料を紹介し、あわせてそこに見られるオーサキ狐の諸相をみたいと考えたためである。なお、掲載史料のなかで、特に史料三では、名前の一部を甲乙丙等の付号としたが、これは仮りにも社会的弊害の再生産につながるようなことがあつてはならないとの配慮からである。

史料一、寛延四年武州秩父郡三山村「おうさき」追放の再請書(写)

(近藤家文書五六八)

(表紙)

「 寛延四年

おうさき儀ニ付再被仰渡人別御請書

未四月 武州秩父郡三山村

差上申一札之事

御役所

当郡中於村々前々おうさきと申障申触レ百姓之内誰□□おうさき

持之由申立 又は病難等之節誰おうさき附來候之由申儀有之山伏等相頼除之祈禱仕候旨 尤おうさき持と名ニ立候者とハ自然と附合杯

近世史料にみる憑き物「オーサキ狐」の諸相

も遠慮致シ縁談等之取組も不仕田地質入金銀貸借等ニも差支難儀仕候者多候由被及御曉不埒至極ニ被思召 先達而も郡中被遊御尋候処

ハ一向左様之儀無御座候由書付差上申候 元来附会之俗説ニ而決而無筋之儀ニ候得共數年申触レ來候ニ付愚痴之族たふらかされ候義ニ

候 右之通無筋之儀を以諸人を難儀為致候段不届之至ニ思召候得共差當り当人之証拠無之候ニ付此度は不被及御吟味ニ候 向後右おうさき之噂僧俗共ニ決而申止候様ニ可仕候 病中加持祈禱いたし候儀

は勿論之事ニ候得とも此以後おうさき之妄語一言にても申聞候当人は相聞候ハゝ嚴敷可被及御吟味候 尤只今迄右之浮説請候者共へ來縁

談又ハ質地貸借等差支無之様ニ名主年寄可取計候 若おうさき之噂を以障之儀申者有之候ハゝ密々ニ可訴出候 御穿鑿之上本人は不及

申品ニより名主年寄共□急度御咎可被遊候由被 仰渡逸々奉承知大小之百姓并修驗之者等ともニ奉畏候 村々子共^姓下人等迄も能々申聞堅相守決而おうさきと申義申□□□敷候 為後証村々人別御請印形差上申所仍如件

延享二年丑十二月日
伊奈半左衛門様

右之通先年御触有之書面之御請書差上候所今以右おうさき之妖説薄々不申止候由被及御聽候□□尚又此度村方江 御役人中被差出被仰

渡候ハ右おうさき之噂仕間敷旨既ニ前書之通嚴敷被仰渡壠人別迄之

御請印形差上候處 其沙汰不相止段不埒至極ニ候 此上村役人共は

不及申大小百姓妻子召仕并修驗等之者迄も急度相慎右躰之風説決而

仕間敷候 若此以後沙汰(ア)もの有之候ハ、誰成とも密々御訴可申

上候 左候ハ、嚴敷被遂御吟味其品ニ(ヨ)り本人は不及申 名主年

寄五人組迄急度御咎可被成候旨 村々大小百姓不残御呼出シ具ニ被

仰渡候ハ逸々承知(ア)徳心之上奉畏候 依之為後証村□百姓壠人別

御請印形差上ヶ申候 仍如件

寛延四年未四月 名主組頭惣百姓不残

御当ヶ所

外ニ 追(ア)村方ニ修驗罷有候ハ、

其名も可被認候(ア)上

当郡中於村々おうさきと申妖説有之候ニ付右申渡為御用罷越候 則

別紙請書案文一冊差遣候 此通無相違相認明後十八日惣百姓召連上

小鹿野村名主方迄可被致持參候 尤百姓之内山稼等ニ出或は病氣差

合之者共も可有之事ニ候間其分ハ於村方御触之趣具ニ被申聞印形取

持請書可被指出候 召連候百姓之分は我等申渡之上印形申付候 且

亦請書名前□□之名認候ニ不及候壠軒前之百姓老人宛之名前ニテ能

候 勿論前文之通ニ可被相認候 前紙此状共ニ右之節 可被相

返候 □□
返候

四月十六日

佐藤豊三

三山村 名主殿へ

この史料一は、縦帳一冊で、前半部分に延享二年十二月に伊奈半左衛門役所に提出した請書と、次にこれを受ける形で三山村の人々が作成した再請書があり、最後にこの再請書を作成する際の関係史料が付いているという構成になっている。

まず最初の請書は、既に筆者が「埼玉民俗 2号」、「埼玉県史研究 12号」に紹介した秩父郡太田部村（現秩父郡吉田町太田部）の新井家文書のなかから発見した史料（文書番号三三八六番）と同一のものである。この請書は、延享二年（一七四五）に太田部村でオーサキ狐に係わる事件が起きたのを契機に当時の関東郡代伊奈半左衛門忠達の役所が提出させたものかと思われるが、オーサキ持ちの家にまつわる縁組、田畠の質入れ、お金の貸借に伴う弊害の除去を村民に約束させたもので、当時太田部村の村民は名主一人、年寄

七人、百姓四十人、家抱三十人、しめて七十八人となっていた。

これに対して再請書は、五年半後の寛延四年（一七五一）四月に前の請書を受ける形で作成されたものであって、先年（延享二年）にも厳しく禁じておいたおうさきの噂が今以つてささやかれているのは誠に不埒至極であり、以後こうした噂を決してしてはならないとし、このことを三山村の村民の大小百姓残らず呼び出して言い渡したうえで署名し請印を捺させているのである。ここでは写しなので名前が省略されており、三山村の人数は不明であるが、「新編武藏国風土記稿」には、「三山川の左右、或いは山根によりて二百八十

五烟所々散住せり」とあり、一八五戸の家があつた。

そして、最後の関係史料は、代官所の下役人からこの年の四月十六日に三山村の名主宛に出されたものである。これによると未だ行かれているお・さ・きの妖説を追放するよう、わざわざ請書の案文を提示して、これを間違いないように書いて明後十八日に村中惣百姓を召し連れて上小鹿野村名主宅まで持参せよというのである。さらに召し連れた百姓には役人自らが御触れの内容を具に申し渡したうえで署名捺印させる。ちょうどその時山稼ぎで山に入る百姓や病人には名主が御触れの内容をよく申し渡し前以って署名捺印してもよいとなつていた。

以上が史料一の概要であるが、このようにオーサキ狐の俗信について延享二年、寛延四年と二度までも、その追放が代官所によつて農民から請書を提出させる形で行われたことは、なぜなのであろうか。それはオーサキ狐の俗信、特にオーサキ持ちの家に關係する弊害が当時の社会の中で既に放置しておくことができなくなつたためであろう。すなわち、江戸時代も享保期以後は農村における経済情勢、社会情勢が大きく変化し、農民は田畠を質入れしたり、あるいは田畠を手放し没落していく農民とそうした田畠を集積していく有力農民との分極が進んでいた。延享元年には寛永二十年（一六四三）に定められた田畠永代売買も自由に行われるようになつていた。そうした情勢の中で、特に田畠の質入れや金の貸借に障害となる俗信は誠に不都合であり、為政者にとつてもこれを撲滅追放する必要

があつたのである。そして、この請書とほぼ同一のものが群馬県にも残されていた。それは前述の近藤章氏が「群馬県史研究」のなかで紹介した「寛延四年四月甘樂郡譲原村お・さ・き触につき請書」である。文面は延享二年の文面とほとんど変わりなく、名主以下百四十人の村民が署名捺印している（名前は一部のみ）。提出先は同じく関東郡代伊奈氏の役所となつていて。このようにみて來ると、この請書は、関東郡代からの命令によって支配地域のなかでもオーサキ狐の弊害が現れている地域の村々に提出を命じたものかと考えられる。

なお、こうした憑き物俗信の追放は、他の憑き物についても行われていた。例えば、人狐（ヒトギツネ・ニンコ）という憑き物の分布地であった島根県でも、寛政三年（一七九一）に松江藩から「狐無之儀御触書」⁽⁵⁾が出され、オーサキ狐と全く同様の弊害が述べられ、その追放について呼びかけている。また、人狐と思う獸を殺したら差し出せと命じている。これはほんの一例であり、それぞれの憑き物についても何らかの手段がとられたことは想像されるのである。

史料二、天保六年上州武州五郡村々役人尾先狐追放教諭之触二付願（写）

（森田家文書二五四四）

同 武藏、相模、飛驒三か国村々役人野狐・尾崎狐追放教諭之触二付願（写）
（同七八一三）

乍恐以書付奉願上候

之御慈悲と重々難有仕合奉存候以上

一上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡入間郡比企郡右村々百姓家之内

誰々は尾先狐持之家筋ニ有之抔いつとなく申触来り 勿論右家々之内

内ニ狐之類住居候ヲ見受候者曾而無御座 其外何ニ而も聊変候義曾而無御座

全空言ニ御座候得共累年右之通申触レ候故兎角百姓共は愚昧之者勝ニ而右尾先持と被唱候者と決ニ而縁組等不仕候故成丈石之者共限りニ而縁組仕候得共年不相応又は身元不相応ニ而縁組務兼候

者多有之無是非他國出仕候様成行 殊右之者共之内困窮仕御年貢上納ニ差支所持之地所等質入致度段村役人江 申出候而も質地ニ取候者曾而無御座取続難相成ニ付無是非御当地其外江 も罷出奉公稼仕又は欠落仕行衛不相知者も御座候故 追々人少ニ成行其上右之者共所持之地所等村役人々相百姓共江 小作可致旨申付候而も尾先狐持之地所

小作致候而は尾先狐持之類ニ相成候抔申之 曾而小作不仕候故右地所等追々荒所ニ成行年増村々衰微仕甚歎敷奉存候 殊ニ右村々とも

熱病流行仕候年柄有之家每熱病ニ而打臥居候義御座候処 是は尾先狐之所為抔と申触し神職修驗等々祈禱可受旨被申勅不相当之金銀被掠取候義御座候由 是又歎敷奉存候 依之奉願上候は何卒格別之以

御憐愍上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡比企郡入間郡右村々之者とも右躰無跡形空言等向後曾而不取用縁組等は勿論質地取引等不差支

様 御教諭之御触流偏奉願上候 右願之通御聞済之上御触流被成下候上は老村限り村役人共銘々百姓一統江 御触流之御趣意相弁候様

精々為申聞心底為相改候様仕度候此段御聞済被成下置候ハゝ莫太(マタ) 上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡入間郡比企郡右村々百姓家之内誰々は尾先狐持之家筋ニ有之抔いつとなく申触来り 勿論右家々之内内ニ狐之類住居候ヲ見受候者曾而無御座 其外何ニ而も聊変候義曾而無御座全空言ニ御座候得共累年右之通申触レ候故兎角百姓共は愚昧之者勝ニ而右尾先持と被唱候者と決ニ而縁組等不仕候故成丈石之者共限りニ而縁組仕候得共年不相応又は身元不相応ニ而縁組務兼候者多有之無是非他國出仕候様成行 殊右之者共之内困窮仕御年貢上納ニ差支所持之地所等質入致度段村役人江 申出候而も質地ニ取候者曾而無御座取続難相成ニ付無是非御当地其外江 も罷出奉公稼仕又は欠落仕行衛不相知者も御座候故 追々人少ニ成行其上右之者共所持之地所等村役人々相百姓共江 小作可致旨申付候而も尾先狐持之地所小作致候而は尾先狐持之類ニ相成候抔申之 曾而小作不仕候故右地所等追々荒所ニ成行年増村々衰微仕甚歎敷奉存候 殊ニ右村々とも熱病流行仕候年柄有之家每熱病ニ而打臥居候義御座候処 是は尾先狐之所為抔と申触し神職修驗等々祈禱可受旨被申勅不相当之金銀被掠取候義御座候由 是又歎敷奉存候 依之奉願上候は何卒格別之以御憐愍上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡比企郡入間郡右村々之者とも右躰無跡形空言等向後曾而不取用縁組等は勿論質地取引等不差支様 御教諭之御触流偏奉願上候 右願之通御聞済之上御触流被成下候上は老村限り村役人共銘々百姓一統江 御触流之御趣意相弁候様精々為申聞心底為相改候様仕度候此段御聞済被成下置候ハゝ莫太(マタ) 上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡入間郡比企郡右村々百姓家之内誰々は尾先狐持之家筋ニ有之抔いつとなく申触来り 勿論右家々之内内ニ狐之類住居候ヲ見受候者曾而無御座 其外何ニ而も聊変候義曾而無御座全空言ニ御座候得共累年右之通申触レ候故兎角百姓共は愚昧之者勝ニ而右尾先持と被唱候者と決ニ而縁組等不仕候故成丈石之者共限りニ而縁組仕候得共年不相応又は身元不相応ニ而縁組務兼候者多有之無是非他國出仕候様成行 殊右之者共之内困窮仕御年貢上納ニ差支所持之地所等質入致度段村役人江 申出候而も質地ニ取候者曾而無御座取続難相成ニ付無是非御当地其外江 も罷出奉公稼仕又は欠落仕行衛不相知者も御座候故 追々人少ニ成行其上右之者共所持之地所等村役人々相百姓共江 小作可致旨申付候而も尾先狐持之地所小作致候而は尾先狐持之類ニ相成候抔申之 曾而小作不仕候故右地所等追々荒所ニ成行年増村々衰微仕甚歎敷奉存候 殊ニ右村々とも熱病流行仕候年柄有之家每熱病ニ而打臥居候義御座候処 是は尾先狐之所為抔と申触し神職修驗等々祈禱可受旨被申勅不相当之金銀被掠取候義御座候由 是又歎敷奉存候 依之奉願上候は何卒格別之以御憐愍上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡比企郡入間郡右村々之者とも右躰無跡形空言等向後曾而不取用縁組等は勿論質地取引等不差支様 御教諭之御触流偏奉願上候 右願之通御聞済之上御触流被成下候上は老村限り村役人共銘々百姓一統江 御触流之御趣意相弁候様精々為申聞心底為相改候様仕度候此段御聞済被成下置候ハゝ莫太(マタ) 上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡入間郡比企郡右村々百姓家之内誰々は尾先狐持之家筋ニ有之抔いつとなく申触来り 勿論右家々之内内ニ狐之類住居候ヲ見受候者曾而無御座 其外何ニ而も聊変候義曾而無御座全空言ニ御座候得共累年右之通申触レ候故兎角百姓共は愚昧之者勝ニ而右尾先持と被唱候者と決ニ而縁組等不仕候故成丈石之者共限りニ而縁組仕候得共年不相応又は身元不相応ニ而縁組務兼候者多有之無是非他國出仕候様成行 殊右之者共之内困窮仕御年貢上納ニ差支所持之地所等質入致度段村役人江 申出候而も質地ニ取候者曾而無御座取続難相成ニ付無是非御当地其外江 も罷出奉公稼仕又は欠落仕行衛不相知者も御座候故 追々人少ニ成行其上右之者共所持之地所等村役人々相百姓共江 小作可致旨申付候而も尾先狐持之地所小作致候而は尾先狐持之類ニ相成候抔申之 曾而小作不仕候故右地所等追々荒所ニ成行年増村々衰微仕甚歎敷奉存候 殊ニ右村々とも熱病流行仕候年柄有之家每熱病ニ而打臥居候義御座候処 是は尾先狐之所為抔と申触し神職修驗等々祈禱可受旨被申勅不相当之金銀被掠取候義御座候由 是又歎敷奉存候 依之奉願上候は何卒格別之以御憐愍上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡比企郡入間郡右村々之者とも右躰無跡形空言等向後曾而不取用縁組等は勿論質地取引等不差支様 御教諭之御触流偏奉願上候 右願之通御聞済之上御触流被成下候上は老村限り村役人共銘々百姓一統江 御触流之御趣意相弁候様精々為申聞心底為相改候様仕度候此段御聞済被成下置候ハゝ莫太(マタ) 上州甘楽郡綠埜郡 武州秩父郡入間郡比企郡右村々百姓家之内誰々は尾先狐持之家筋ニ有之抔いつとなく申触来り 勿論右家々之内内ニ狐之類住居候ヲ見受候者曾而無御座 其外何ニ而も聊変候義曾而無御座全空言ニ御座候得共累年右之通申触レ候故兎角百姓共は愚昧之者勝ニ而右尾先持と被唱候者と決ニ而縁組等不仕候故成丈石之者共限りニ而縁組仕候得共年不相応又は身元不相応ニ而縁組務兼候者多有之無是非他國出仕候様成行 殊右之者共之内困窮仕御年貢上納ニ差支所持之地所等質入致度段村役人江 申出候而も質地ニ取候者曾而無御座取続難相成ニ付無是非御当地其外江 も罷出奉公稼仕又は欠落仕行衛不相知者も御座候故 追々人少ニ成行其上右之者共所持之地所等村役人々相百姓共江 小作可致旨申付候而も尾先狐持之地所小作致候而は尾先狐持之類ニ相成候抔申之 曾而小作不仕候故右地所等追々荒所ニ成行年増村々衰微仕甚歎敷奉存候 殉ニ右村々とも熱病流行仕候年柄有之家每熱病ニ而打臥居候義御座候処 是は尾先狐之所為抔と申触し神職修驗法者占者之族其機ニ乘し右仕除キ杯と不謂名目を付け多分之備物いたし相念祈禱料杯搖掠取之愚嚙之百姓共臨大病氣無詮方任其意ニ金銀等差出し其時ニ難没眼然之至ニ御座候 不然而已尾崎持と唱來り家々は一通ニ而縁組等整兼尾崎持之仲間ニ而も新古を相争ひ兎角万事差支之義有之 是ヲ以百姓相統妨ケニ相成リ出生之男女 盛長致候(マツ) も多分縁付方六ヶ敷 往々放蕩不身

天保六年十月二日

上

上州甘楽郡
綠埜郡
武州秩父郡
入間郡
比企郡
右五郡村々
村役人

持と相成り 奉公稼執行も致し候趣 粗相聞候始末故困窮者出来
無是非所持之田畠等質入いたし度段村役人江申出候も質ニ取
候者曾而無御座相百姓共江小作可為致旨申付候も尾崎持之田畠
入作仕候は尾崎狐持之類ニ相成候杯申之 小作不仕候故追々手
余り荒地ニ相成行御年貢上納ニ差支甚歎敷尤先年尾崎出入杯申立
候者有之候得共証拠無之御取上ケニは不相成趣聞伝へ候 誠ニ
國々尙々年増困窮相嵩ミ難捨置 無是非奉願上候 何卒格別之以
御憐愍右一條御聞済ニ相成り一統御触流被成下置其御趣意以一
村限り村役人共より精々為申聞右躰無跡形空言等以來不取用縁組
等は勿論質地取引等ニも不差支様 御教諭之御触流偏ニ奉願上候
右願之通御触流被成下候上は村役人共銘々小前之もの共へ時々
申聞心底為相改候様仕度候曾は乍恐御国益ニも可相中哉 此段莫
大之以御慈悲御聞済被下置候ハゝ重々難有仕合ニ奉存候以上

武州国
相模国
飛驒国
右三ヶ国村々
役人共
天保六未十月二日
上

この史料二は、二つの願書からなっている。

近世史料にみる憑き物「オーサキ狐」の諸相

まず前者であるが、この願書は上州甘樂郡・綠野郡、武州秩父郡・比企郡・入間郡の五郡の村々役人が、尾先狐の俗信を根も葉もない妖説とし、お上からこれを信じている村の者に対し御教諭の御触を発してくれるよう願い出たものである。

後者については、さらに広範囲にわたり武藏、相模、飛驒の三ヵ国となっているが、願書の中で上州についても述べているので範囲はもっと広がっている。内容については大差はない。しかし、相模、飛驒はオーサキ狐の伝承地帯ではないので、同時に掲げてある野狐を問題にしているのであろうか。

この史料は、いざれも秩父郡大野村（現比企郡都幾川村大野）の森田家文書の中から発見されたものである。こうした広範囲の村々が連合してこのような願書を作成することは到底考えられないので、幕府誘導の形式で一斉に作成させられたものかとも考えられる。作成年月日も同一の天保六年（一八三五）十月二日となっている。あるいは、単に書いただけで終ったのかも知れない。なぜならこれだけの広範囲の村々から提出されたとすれば、もつと頻繁に私たちの目にふれてもよいように思う。

しかしながらオーサキ狐に関する史料としてはなかなかスケールの大きい史料と言えよう。今後同一の史料が発見されたなら御教授を願いたい。

史料三、慶応三年比企郡番匠村沼界並尾崎狐出訴一件

近世史料にみる憑き物「オーサキ狐」の諸相

二六

(表紙) 「江光下沼界并尾崎狐出訴一件」 (小室家文書)

不如学齋藏

(中表紙)
「本書」

表紙共拾式一枚

番匠村

溜井一件

議定連印帳

議定書之事 (一)

一当夏之義は非常之旱魃ニ而 村内一統田方は不及申畠作迄も枯果

御年貢御上納ニ差支村役人中を以御引方歎願仕候得共御地頭所様ニおるても御公儀様々御収納高半減御上納被仰出候折柄ニ付一切御勘弁無之必至難済仕候ニ付一同申合大破ニ及候溜井修覆加度心得を以夫々ケ所見歩行候處甲居屋敷脇之古溜井 右は當拾式三ヶ年前彊界不分りニ付梅之助立入金作元長右衛門勤役中立合杭木打彊界相定候得共其後修覆相怠り又々彊界紛敷相成候ニ付甲禱断之上相改候処甲より法外申聞右溜中央山椒之木有之処迄自分支配地之趣申拒候ニ付全心得違ニ有之候間村役人中々六右衛門源七富五郎ヘ内意申合組合弥左衛門守兵衛一族惣代与次右衛門よりは菩提散⁽⁴⁾医光寺法印相頼取扱ニ及候處金作外三人立合相定候彊界杭木朽果候を幸ニ致し品能申紹し一応御地頭書様御見分相受候上ならてハ縦令拾式三年前相定候場所分明ニ候共此節ニ至り取用

一右之条々一同取極候上は如何躰之義有之候共決⁽⁴⁾違変致間敷候為極申候尤其余臨時入用有之候ハ、其節相談ニ及可申候事
一右一件ニ付役人并小前惣代出府入用之義は一同銀拾五匁ヅニ取
付ては是又其筋へ申立候も難計候ニ付村役人小前之無差別御呼出等有之候節は諸入用一同高割ニ致し可申事
一右一件ニ付役人并小前惣代出府入用之義は一同銀拾五匁ヅニ取
付ては是又其筋へ申立候も難計候ニ付村役人小前之無差別御呼出等有之候節は諸入用一同高割ニ致し可申事
一右之条々一同取極候上は如何躰之義有之候共決⁽⁴⁾違変致間敷候為其連印一札如件

慶応三年卯年十二月九日

与右衛門	新六	長右衛門	印
小兵衛	儀兵衛	元長	"
徳右衛門	庄兵衛	当百姓代医光寺	"
与次右衛門	市郎兵衛	与兵衛	"
忠兵衛	吉三郎	藤七	"
庄太夫	新右衛門	彦七	"
当百姓代	富五郎	勘兵衛	"
吉三郎	源七	善右衛門	"
新右衛門	次郎左衛門	喜兵衛	"
富五郎	甚左衛門	七兵衛	"
源七	權右衛門	利兵衛	"
次郎左衛門	儀左衛門	太郎左衛門	"
甚左衛門	伝兵衛	五郎兵衛	"
權右衛門	六左衛門	當百姓代	"
儀左衛門	十右衛門	太郎左衛門	"
傳兵衛	勘左衛門	五郎兵衛	"
六左衛門	仲右衛門	當百姓代	"
十右衛門	孫兵衛	又兵衛	"
勘左衛門	助右衛門	定七	"
仲右衛門	久右衛門	金兵衛	"
孫兵衛	音五郎	勝右衛門	"
助右衛門	音五郎	清八	"
久右衛門	勝右衛門	定七	"
音五郎	當百姓代	金兵衛	"

右之通り對談行届候ニ付印形致候

名主代組頭 又右衛門○

武右衛門○

乍恐以書付奉願上候 (二)

御知行所武州比企郡番匠村小前村役人五拾式人物代名主代組頭武右衛門奉申上候当村之義拾五六ヶ年来変病流行仲右衛門借家丙女子を始其外式捨人余同病相煩其時々当村百姓乙方ニ潜居候尾崎と申患狐ニ而聊之宿意を以取付為相惱候杯病者式捨人余孰れも同様ニ申罵り中ニは死去仕候者も有之其時々祈願祈禱諸入用等銘々三両五両又是及潰候程之散財ニ而實以一同心痛當惑在候得共各病者口外候迄ニ而曉と証跡も無之然ルニ去ル文久二年戊七月十一日隣村五明村百姓喜右衛門伴卯一郎と申者へ右患狐取付候由ニ而同人先立其外大勢右病人を戸板ニ昇載当村乙方より參り候惡狐之趣申候ニ付召連寵越惡狐相離し候迎種々及混雜候義も有之旁以一村一同恐怖心痛仕篤と衆評ニ及候處右は人力を以可相防訛ニ不行届幕目其外祈願祈禱之外無

之旨相決し夫々修驗者へ及談候得ハ惡狐封之修法有之趣申候尤其家

承知無之ニ而は差支候義ニ付當人乙江其段申聞諸入用助合可致候間

封祈禱同心致呉候様申談候處彼是苦情申拒取敢不申然ル上は村中ニ

而出金致候而も封祈禱相頼度申合候處左候而は却往々乙為ニも相

成間敷と寓意を存し元長仲右衛門長右衛門立入種々談判之上漸く一

旦納得仕祈禱可為取捨と存候處此節ニ至り如何相心得候哉乙義約定

違變仕法外不承知申張取敢不申此盡捨置候而は誰彼之無差別一村一

同時も安住難仕候間無余義此段奉願上候何卒以御慈悲前書之

始末被為聞召訛百姓乙急速被召出嚴重之御利解之上惡狐之有無は扱

置式拾人余之病者同様口外仕候義当五明村一条も有之旁以大勢之人

氣相安し候義ニ付一旦對談之通早速一村之同意信心祈禱致呉候様被

仰付被成下置度奉願上候以上

御知行所

武州比企郡番匠村

小前村役人

五拾武人惣代

慶応四年

辰二月日

名主代
組頭 武右衛門

御地頭所様御内
村上弥一郎様

乍恐連印追訴書以奉願上候(三)

御知行所武州比企郡番匠村左之名前之もの共一同奉申上候 当村百

姓乙方ニ潜居候尾崎と申惡狐之由近年追々村内大勢之もの共江取付

不相絶一同恐怖心痛之余不得止事と当月二日為惣代當番組頭武右衛

門義出府相頼尚小前為惣代百姓藤七罷出願書を以奉願上追々御取調

奉蒙御手數御時節柄と申奉恐入候 然ル處兼而先願ニ而奉申上候通

祈願封祈禱之義一旦對談承知仕候義ニも有之 殊ニ乙一家之祈念と

申義にも無之向後一村無難安住之為ニ候得は乙方ニ而老人苦情申募

候段不得其意甚以一同当惑至極ニ奉存候一駄右惡狐ハ聊之義&村内

之もの江取付為相惱候上ハ老幼男女ニ不拘朝暮心痛無此上片時も安

住難仕百姓相続相成兼候次第御汲取被成下置候様奉願上候 仮令乙

義如何様申張り候共一村一同大勢之難儀相成候義ニ付何卒格別之以

御慈悲嚴重御利解之上兼而對談仕候通一村大勢為安心早速狐封

祈禱仕候様速ニ被仰付被成下置度連印を以奉願上候 以上

右之通一村大勢小前愚昧之もの共ニ而一同出府口上を以奉願上度旨

申居候間御時節柄旁万一大勢御門前等江相詰罷在候而ハ深奉恐入連

印を以奉願上候ハム御地頭所様おいても御聞済相手方江嚴敷御利

解も可被在旨申究置候義ニ付何卒格別之以 御慈悲乙江急度御利

解之上差支も無之封祈禱之義ニ付村方江同意急速祈願仕候様被仰

付被成下置候ハム 一村無難ニ相治無此上難有仕合ニ奉存上候

以上

乍恐以書付御届奉申上候 四

御知行所武州比企郡番匠村組頭又右衛門外老人奉申上候去冬中より当
村百姓甲居屋敷西脇ニ御座候古溜井境界之義彼是差縛甲より羽生御役

所へ奉出訴当月五日御差日之御差紙頂戴仕私并外式人被召出同七日

双方御吟味奉請一先帰村被仰付候義此程村役人物代武右衛門を以御

届奉申上候訳柄ニ御座候然ル処右境界之義先役之者共へ申談古キ書

物等穿索仕候処仲右衛門方ニ所持寵在候元禄三年之村画図并安政二

卯年九月中右溜井跡へ甲より杉ノ木植出し候ニ付其節之村役人金作元

長長右衛門より察当ニ及当甲父丁より差出候書面老通見当り申候右は年

來多端之書類中遂穿義候義ニ而何分手間取武右衛門出立後見当申候

義ニ付不取敢此段両様共写を以奉申上候右両様之書類有之候上は甲

方ニ而彼是虚飾申立候は全以心得違之義ニ御座候間甲兄乙へ御利解

被成下双方無益之入用散財不仕候様早々帰村被仰付被下置度奉願

上候 以上

當御知行

武州比企郡番匠村

名主代武右衛門

慶応四年

辰二月日

当百姓代 又兵衛

「私信」(五)

村上弥一郎様

近世史料にみる憑き物「オーサキ狐」の諸相

前書又右衛門外老人より奉申上候元禄三年村画図并安政二卯年中甲父
丁より私共へ取置候書面老通金作父仲右衛門方ニ所持仕候義相違無之
候間乍恐此段繼添を以奉申上候 以上

辰二月十六日

右番匠村

長右衛門

元長

金作

御地頭所様御内
村上弥一郎様

入置申一札之事

私居屋敷際溜跡地先と心得杉木植付候処今般御察当ニ預り彼此と申

訳相陳候段全以心得違之義ニ而奉恐入候以来御差図之境界堅相守紛

數義仕出し御役介ニ決而相懸申間敷候為其一札差出候処仍而如件

安政二年卯九月

番匠村

当人 丁 ○

組合 伝藏 ○

近隣 德右衛門 ○

御役人衆中

御地頭所様御内

近世史料にみる憑き物「オーサキ狐」の諸相

以愚札啓上仕候余寒退兼候処益御機嫌克御勤被為入奉 恽賀候扱村

二九

内差縛一件別紙御届書ニも奉申上候通り先役之もの共へ申談遂穿義
候処古画図一面書付老通見当り候ニ付^而は古溜井跡境界之義は真偽
曲直顯然之事ニ奉存候間左迄心配仕候義は無之候へ共當節諸物価騰
貴之折柄甲方ニ^而も去暮中^る羽生表へ罷出内願等之諸入用余程之義
ニ可有之尚又小前方ニおゐても其度毎寄合等も致し殊ニ羽生表へ被
召出又は御屋敷様へ御願立奉申上旁以式^ス押金余之散財ニ及実ニ心痛
仕候當時甲兄弟我意申張罷在候付何分外小前と睦合不宣候得共御上
様^ダ御覽被遊候へハ甲辻も同様御百姓ニ御座候間御差別は不被為在
候御義□乍恐奉存候間無益之散財仕候は畢竟一村衰微之基本ニ御
座候間此段御賢察被成下置片時も早く帰村被仰付百姓一同役勤仕候
様被成下度奉内願候 以上

番匠村 又右衛門

二月十六日

村上 弥一郎様

尚以時候折角御厭被遊候様奉存候 以上

共へ取付為相惱候義ニ候得共万一 御屋敷様ニおゐて封祈禱對談
違變之義御取上ヶ不被成下候節は乙方ニおゐて此度出願仕候義を遺
恨ニ差含是迄^ダ一際激烈之祟りを為致候^而は百姓一同片時も安住難
相成候ニ付所詮惣代を以奉願上候^ル誰彼之無差別小前一同罷出歎願
仕候事ニ一決仕候趣申聞候間種々利解申論候得共中ニは是程之大難
を村役人共余所事ニ見成候は乙^ル賄賂受取同人を蟲負致候心得也可
有之^ル杯申罵候族も有之中々以鎮静方行届兼候去逆此儘ニ捨置御屋敷
様御門前へ願出候^而ハ第一御時節柄御屋敷様ハ御家名ニも被為拘且
ハ元禄十一年^ダ百七十一ヶ年之間御知行所へ住居仕御撫育奉受候御
高恩旁以深奉恐入候ニ付村方出口へ昼夜共遠見を付置通り筋村々へ
も若哉大勢押通候義も有之候ハ^シ差押へ吳候様役人中へ頼置只管鎮
靜為仕候心得ニ御座候得共素^ル愚昧之私共何分無覚束奉存候ニ付不
得止事此段御届奉申上候何卒格別之以 御慈悲前件之次第被為聞召
分素願之通乙方ニ^而封祈禱無違變致吳候様御利解被仰付小前一同動
搖不仕候様被成下置度奉願上候 以上

当知行所

武州比企郡番匠村

当番武右衛門

右一件出願留守三付

慶応四年

二月廿日

組頭 又右衛門

百姓代 庄太夫

金兵衛

御知行所武州比企郡番匠村組頭又右衛門外五人奉申上候先般惣代を
以奉出願候当村百姓乙方ニ潛伏罷在候尾崎狐之義ニ付両三日前より
小前四十人余山林ニ会合仕何歟内評仕候趣竊ニ為知吳候者有之候ニ
付私共其場へ不意ニ罷越子細柄承り糺し候処小前之もの申聞候は右
尾崎狐之義前々^ダ聊之意趣申立て致し兼^而奉申上置候式^ス拾余人之者

与兵衛

五郎兵衛

又兵衛

乍恐以書付御届奉申上候 (七)

当御知行番匠村役人一同奉申上候先般又右衛門并百姓代五人之もの
共々御届奉申上候當村百姓乙方ニ潛伏罷在候惡狐一件ニ付小前一同
騒立も可仕候哉之旨奉言上候處當時 上様東叡山御謹慎中ニ付
御屋敷様ニおるても御同様御遠慮之御次第三付右一件御利解之上双
方一ト先帰村被 仰付殊ニ其節厚 思召を以御教諭書御下ケニ相成
一同御趣意奉伺御時節柄別^而奉恐入候右は畢竟 御屋敷様へ奉対御
難題ケ間敷可申上義ニは無之処一時恐怖心痛之余り前後も打忘不取
留義申散候段今更先非後悔仕此上一言可申上様無之追而御沙汰有之
候迄無謂暴挙不仕候様鎮靜仕候は全以 御威光と難有仕合ニ奉存候
二付此段不取敢御届奉申上候 以上

当御知行

武州比企郡番匠村

慶応四年

辰二月廿八日

同 又右衛門

当百姓代惣代 又兵衛

名主代組頭 武右衛門

御地頭所様御内
村上弥一郎様

近世史料にみる憑き物「オーサキ狐」の諸相

史料三は、武州比企郡番匠村（現比企郡都幾川村番匠）における沼（溜井）境と尾崎狐との二件の訴訟に関する史料の写しや下書で、一件書類として括されているものである。

史料の構成は、①訴訟関係費用の負担方法について村民議定書(一)、②尾崎狐にかかる紛争について村民惣代が地頭役所へ提出の願書(二)、③願書(二)について再び村民一同連印し地頭役所への届書(四)、⑤二件の訴訟について地頭役所の役人宛に組頭が出した私信(五)、⑥尾崎狐訴訟に関し地頭所への届書下書(六)、⑦同じく尾崎狐の訴訟を時節柄一旦停止する旨地頭役所への届書(七)、と以上の如くである。

まず最初の議定書(一)であるが、正式には議定連印帳である。これによると、慶応三年（一八六七）の夏は稀に見る旱魃で、田畑の作物は枯れて収穫がなく年貢納入にも差支える程であった。そこで、これを機会に溜井の修復をしようということになった。村内の溜井を点検したところ甲の居屋敷の脇に古い溜井があり十二、三年前境界がはつきりせず争論の末當時杭木を打つたが、その後放置してたので、現在再び境界がはつきりしなくなつた。そこで甲に断つて改めようとしたところ、甲が溜井中央の山椒の木の所まで自分の土地だと言い張つて聞き入れない。しかしそれは全くの心得違いなので、村役人や医光寺の法印を仲介人に立て話をしようとしたが一向に聞き入れず、地頭の御見分を受けた上でなくては承知できないと言い残し江戸へ出かけてしまつた。こうなつては必ず出訴するであろう

から、訴訟が起つた時の費用負担については役人小前との諸費用は村民の年貢高の割合で負担することと取り決めた。

さらに続いて、この甲の兄の乙の家は、前々から尾崎という悪狐が潜んでいるとの噂があった。しかし、何の証拠もなく信用していなかつたところ、この尾崎狐に取り付かれたという五明村の若者を戸板に乗せて大勢で抱いで来て騒ぎになり仲介人が入つて一応落着したことがあった。また、丙の娘をはじめ二十人余の村民が取り付けられ、そのたびに祓いの祈禱の費用として三両、五両と散財するので、高山村杉本坊（飯能市高山）に伺つたところ悪狐を封じる祈禱があると教えられた。村民一同相談のうえ乙に費用は助成するからこの祈禱をしてくれるよう申し入れた。しかし、承知してくれないと教えた。村民一同相談のうえ乙に費用は助成するからこの費用は全部持つからやつてくれるよう頼み込み、村役人も入つてようやく承知し、やつてくれるうことになつていて。ところがここに至つてこの約束が破棄されてしまった。これも又出訴するかも知れないので、その際村役人小前が召出された時の費用は同じく一同の年貢高の割合で負担すること。これは尾崎狐についての訴訟が起つた時の費用負担についての取り決めである。

そのほか、この訴訟について村役人と小前惣代が出府の折りの費用は村民一同が銀五匁ずつ拠出し、臨時の費用についてはその折り相談することとした。

以上の取り決めについて、慶應三年十二月九日付けで村民一同四十八名と医光寺が署名捺印し、さらに名主代組頭と他に組頭一名が

捺印をした。

この議定書をみると、まず溜井の境界紛争があつて、それに付随して、尾崎狐にかかる一件が強引に仕立てられた感じが強い。

次に願書⁽²⁾であるが、これによると慶應四年二月、村の地頭佐久間福之助役所宛に、番匠村の小前村役人五十二人の惣代名主代組頭武右衛門が、乙家に潜む尾崎狐にかかる実情を詳細に述べ、何とか、この乙に対し、悪狐封じの祈禱をするよう嚴重に申し渡して欲しい旨願い出たものである。なかで、尾崎狐に取り付かれた者は十五、六年ほど前からで、これを変病といい、取り付かれた者は何れも乙家の尾崎狐でちょっとした妬みで取り付いたと口走ると述べている。さらに五明村若者の一件は五年ほど前の文久二年（一八六二）のことと述べている。ただし、この願書のなかでも「悪狐之有無は拟置」取り付かれた者達がそうだと言つているからと、とにかく乙を、いわゆるオーサキ持ちにしてしまおうという様子がよく窺える。次の願書下書⁽³⁾は、前願書でとにかく乙に対し封祈禱を実施するよう厳重申し渡して欲しい旨お願いしたのに対し、さらに村民が安心して暮らせるよう、たとえ乙が何と言ひ張つても是非乙が狐封祈禱を早急にやるよう申し付けて欲しいと村民一同連印で願い出したものである。そして、それに付け加えて、村民は「愚昧之もの共ニ而江戸の御屋敷様の御門前に大勢で押しかけお願いしようと言つていい。時節柄そのようなことになつては甚だよくないので何とか乙に承知させ、村が無難に治まるようにしていただきたいと、やや強引

に願い出ている。今回のものが村民一同の連印の形をとっているので、前願書で惣代武右衛門でやっているものより内容的に重みのある願書といえる。但し、下書きなので名前は省略されている。

なお、日付けがないが、文中に当月二日組頭の武右衛門と百姓藤七が願書差し出しのため出府しているとあり、これは、願書(一)のことを考えられるので、この願書の下書きも二月中のものと考えてよいと思う。

次の届書四は、慶応四年二月、名主代組頭武右衛門が溜井境の訴訟の件について出府しているため組頭又右衛門と百姓代又兵衛などが地頭役所に提出したものである。内容は、まず、甲が古溜井の件について羽生役所に出訴したため、二月五日に羽生まで召し出され、七日に双方取り調べをうけ、ひとまず帰村を命ぜられたことは、村役人惣代の武右衛門がお届けした通りであると述べている。ここで羽生役所とは、羽生陣屋で慶応三年十月、治安維持強化を計るため岩鼻代官所に加えて羽生に新陣屋が設置されることとなり、十一月に着工、翌年二月二十五日に完成したものである。完成後は関東郡代木村飛驒守が住まつた。支配地は下野国全域と武藏国の比企、大里、幡羅、横見の四郡と埼玉郡のうち行田、羽生町場、加須であった。こうしたことから、羽生陣屋の管轄下にあった比企郡番匠村では築造中であったと思われる羽生陣屋に出訴し、その情況報告や願い事等については村役から地頭役所へも平行して行っていた。

等を探したところ、元禄三年（一六九〇）の村絵図と安政二年（一八五五）に甲の父親丁が同じ溜井の境界争いで自分の間違いを謝罪した文書一通が発見された。沢山の書類の中から探したため手間取り、組頭武右衛門の出立に間に合わなかつたが、取り敢えず二点の写しを御届けする。この二点の証拠書類がある以上甲がどのように申し立てても全く問題にならない。だから甲の兄乙へわからせて双方とも無益な散財をしないよう、できるだけ早く帰村させて欲しい旨願い出たものである。そして、絵図の写しはないが、安政二年の丁の謝罪文の写しが添付されているほか、これら二点を所蔵している村役人等の継添の文書がある。

この届書四は溜井に関する訴訟に対し、証拠書類が発見され提出したことを地頭に報告しているが、最後になつて甲の兄乙が突然登場しており、文面から推測すると乙が甲の後押しをしていると村民は理解し、これに対して、村民も甲との訴訟事件に対して乙の尾崎狐の件を利用していると思えるのである。

次は組頭又右衛門が慶応四年二月十六日に地頭役所の役人村上弥一郎に宛た私信(五)である。この手紙では、時候の挨拶のあと村内の訴訟について、古溜井の件は証拠書類が発見されたので心配していないが、近頃物価も騰貴しており、甲も去年の暮れから羽生陣屋へ出かけたり諸費用もかかつていいよう、又村民側でもしばしば寄り合いを開き、殊に羽生陣屋へ召し出されたり、御屋敷へお願いにあがつたりで既に二十金(両)もの散財をしており困つてゐる。現在甲

兄弟が我を張つて村民と不仲となつてゐるが、將軍様からみれば甲も同じ百姓であつて差別されるはずもなく、無益な散財は所詮村が衰えるもとと考える。このところを充分ご賢察下さり、少しでも早く帰村を命ぜられ村民一同が揃つて働くよう内々にお願い申し上げるとある。

これからみると村役人としては、この紛争を何とか收拾の方向に持つていくべく内々に動いていることが窺える。

この届書内も下書きであるが、内容としては、慶応四年二月二十一日、村役人が地頭宛に提出しようとしたものらしい。乙がなかなか承知しないので、業をにやした村民四十人ばかりが三日前山林で集会を開き、評議をしているとの通報があつていつてみると、もしこのたびの件で御屋敷様が取り上げてくれなかつたら、遺恨に思ひこれ以後一層激烈の祟りをするのではないか、そうなつては安心できないといつてゐる。私共が言い聞かせようとすると村役人は乙から賄賂をもらつて聟冒しているのかと言ひ出す有様で、このままでは御屋敷様の御門前へ押しかけかねない状況である。御屋敷様の御土地に元禄十一年以来百七十一か年も住まわせていただき、その上、こうしたことになつては、時節柄申し訳もない。村の出口に見張りを立てたり、道筋の役人中へもお願ひしてある。しかし、おぼつかないので、乙にきっと封祈禱を命じられるようにと願い出たものである。

しだいに村民が溜井境の訴訟の本筋を離れ、尾崎狐の方へ感情的に流されていく様子がみえ、村役人の力ではもう抑えることができない状況になつてゐることが窺える。

最後の届書(七)は、前に尾崎狐の件について村民が騒ぎ立て收拾がつかなくなつた旨を地頭役所へ届け出たが、それについて、今は將軍徳川慶喜様も一月の鳥羽伏見の戦以後上野東叡山寛永寺に謹慎の身であり、また地頭である佐久間様も幕臣であるので遠慮の身である。このような情勢下を配慮して、右一件についてはお諭しの上ひとまず帰村を仰せ付けられ、またその節御教諭書もお下げください。村民一同時節柄誠に恐れ入りました。元来御屋敷様に御迷惑をお掛けするつもりは毛頭なく、大変後悔しております。追つて御沙汰があるまで暴挙を慎むことになりました。このように静まったのも御屋敷様の御威光と感謝している旨、取敢えずお届けするとのことであつた。

この二つの訴訟事件は、江戸から明治への変革期、その真只中の慶応三年暮れから翌四年二月末に争われたもので、内容的には、溜井の境界争いにかかる紛争をきっかけとして、尾崎狐にかかる紛争へ移行している。そして、この史料では最終的な決着はみられないで終つてゐる。討幕の官軍が北の県境に迫り完成したばかり羽生陣屋も農民の手により放火され焼失してしまつた。明治への足音がひたひたと押し寄せて来ており、その混乱の中で最終的な裁きは付けられずに終つたであろう。しかし、憑き物オーサキ狐の俗信が一村全体を巻き込んだ、幕末の混乱と不安な世相を象徴するような事件

であった。

おわりに

昭和四十七年、「埼玉民俗 2号」に秩父郡太田部村の新井家の文書のなかにあった延享二年の「おふさき儀ニ付被仰渡人別御請書」を紹介してから久しい。大学在学以来民俗学的立場でこの俗信を追いかけていた筆者にとって、こうした史料が発見されたことは大きなショックであった。それまで聞き取りを中心とした調査研究が、一挙に歴史分野にまで広がつた訳で、それまでの調査の裏付けとしての極めて有効なものとなつた。そして、この俗信の存在を歴史的位置付けられたことは誠に意義深く、管見する限りでは最も古い時期の史料と言えた。

そして、その後もこうした史料の探索は続いた。同僚や先輩諸氏も何かと心に留めてくれ、あれこれと史料の所在を教えていただいた。今回取り上げた史料についてもこれらの方々の御協力があつてのこととで誠に感謝にたえない。また、今回史料を利用させていただいた文書所有者の近藤嘉彦氏（秩父郡小鹿野町三山）、森田洋氏（比企郡都幾川村大野）、小室開弘氏（同郡同村番匠）に御礼を申し上げると共に、本稿が本県と古くから係わりのあった憑き物オーサキ狐の俗信（迷信）の研究の一助となれば幸甚の至りである。

注1、埼玉県史研究12号 「埼玉の憑き物「オーサキ」—聞き書きと文献資料を中心として—」 拙著 昭和58

注2、
(1)秩父地方の俗信オオサキについて 関根邦之助 秩父民俗二号昭和43
(2)「おおさき狐」について図書館での文献調査 秩父民俗三号 野口泰助 昭和44

(3)オオサキの語源に関する伝説その他 秩父民俗四号 野口義夫昭和44

(4)オーサキもちの話 秩父民俗六号 飯塚雄良 昭和46
(5)オーサキ狐と古文書 埼玉民俗二号 拙著 昭和47
(6)オコジョと憑依動物オオサキについて 秩父科学博物館こぶし六号 清水古寿

(7)オオサキ考 玉藻伝説とその関連において 埼玉大学紀要人文科学篇26福島保夫 昭和53
注3、埼玉民俗の会会誌 昭和四十六年七月創刊、現在 16号
注4、群馬県史研究 28号 昭和63 「憑靈信仰関係の近世史料について
—群馬県の場合—」 近藤章著 所収

一 寛延四年四月 甘楽郡譲原村おうさきにつき請書

（表紙）
「
寛延四年
おうさき之儀ニ付被仰渡人別御請書

未四月

差上ヶ申一札之事

当郡中於村々從前々おうさきと申障り申触レ、百姓之内誰れニ者おうさき持之由申立、又ハ病難等之節おうさき附來候由申儀有之、山伏等相頼除之祈禱仕候旨、尤おうさき持之名ニ立者とハ自然と附合抔茂遠慮致シ、金

銀貸借等ニ茂差支難儀仕候者多候由被及御聽不埒至極ニ被思召、先達而茂郡中御尋被遊候處ニ右駄之取沙汰_者承候得共、禮成儀無之段申上候村方_茂有之、多分者一向左様之儀無御座候由書付差上申、元來附会之俗説ニ而決而無筋儀ニ候得共、數年申触レ來候ニ付、愚痴之族たぶらかされ候儀ニ候、右之通り無筋義を以諸人を難儀為致候段不届之至ニ思召候得共、差当り當人者証故無之候ニ付、此度者不被及御吟味ニ候、向後右おうさき之噂僧俗共ニ決而申止候様ニ可仕候、病中か持祈禱致候儀勿論之事ニ候得共、此以後おうさき之妄語一言ニ而茂申聞候、當人相聞候ハゝ敵敷可被及御吟味候、尤唯今迄右之妙説請候者共、已來縁談又ハ質地貸借等差支無之様名主年寄可取計候、若おうさき之噂を以障之義申もの有之候ハゝ蜜々ニ可訴上候、御穿鑿之上本人者不及申、品より名主年寄御咎可被遊候由被仰渡、逸々奉承知、大小之百姓并修驗之者共ニ奉畏候、村々子共下人等迄能々申聞堅相守、決而おうさきと申儀申させ申間敷候、為後証村々人別御請印形差上申所如件

寛延四年未四月

(異筆)

上州甘樂郡譲原村

名主 武助印

同 喜兵衛印

伊奈半左衛門様
御役所

上野国甘樂郡譲原村
名主 武助印
同 喜兵衛印
組頭 伝左衛門印
三左衛門印
久右衛門印
善兵衛印
孫左衛門印
弥右衛門印
半右衛門印
喜右衛門印

注5、民族と歴史 第八卷一号 憑物研究号 大正11「憑物系統に対する社会の圧迫—其の一例として出雲の狐持に関する惨話—」喜田貞吉
〔幕府領〕 (多野郡鬼石町譲原 山田松雄氏所蔵)
寛政亥八月狐無之儀御触書
人狐之儀は、愚蒙之説にて、是迄、御頃着無之候所、近來令^一増長、既に去秋、神門郡二部村、平太郎娘ひなと申もの、相煩候所、親族共狐付と心得推量沙汰を以て、同村金右衛門、新左衛門方より、指越候杯と申唱、同郡上古志村、山伏教法院へ、祈禱相願候処、邪欲の巧を以て、両人方より來候狐之由、色々事を巧申懸。両人之親類よりは、追々令^二絶縁候に付、無^レ拠訴出、當春御吟味有之候所、全親類之邪推、山伏之奸曲に而、人狐之沙汰は無^レ跡形^一儀及「白状」夫夫之罪に応じ、嚴重之御裁断有^レ之、第一教法院は脱衣入牢教^二仰付^一候。右之通此度御吟味に付て、人狐之儀別紙通、寺社家、山伏等へも、寺社奉行より被申渡候。然上者、國中へも、能々可申聞置旨に付、左之通書付を以て申聞候。
一、御国において、中古以来、狐持と申候相触れ、右之蒙^二汚名^一者共者、父子、兄弟、夫婦、縁類に至迄、及^二絶縁^一、田畠、山林家屋敷等、令^二売買^一候にも、主付無^レ之様に成行、諸人之難波不^二大形^一事に候。余國に者不^レ及^一承、於^二当國^一も、古來者無^レ之候。風と野狐之災を愚昧之百姓町人等心得違、不才奸曲成禍官山伏共^一、祈禱相願候より、其虚に乘じ触、御国民之煩と相成候段歎敷事に候。以來妄説に迷ひ、人狐之儀、申触候もの有之て、親類不和、申懸候類出来候はゞ、可^二申訴^一候事。

同 五郎右衛門印
惣百姓 忠五郎印
惣百姓 佐右衛門印
新右衛門印
平吉郎印
佐七郎印
(外一二三名連印略)

一、中古以来、種々妄言に迷はされ、誰は狐持、是は何れの釣合など、申触し、親族、縁類、義絶離縁等致し、縁切祈禱杯と道ならぬ儀取扱ひ、五倫の道を破候段、不屈至極の事に候。以来は疑を去り、正道に立帰り、随分睦敷相交り可申事。

一、是迄、人狐々々と申唱、誰は何方に見申候。誰が何方に而殺候杯と申者、貂、水鹿、山みさき杯と申類にて、常に徘徊候ものゆゑ、偶々見当り候て、兼て疑心之者共、其性を不_レ糺、人狐と申触れ、夫より種々妖怪之事共申懸候類、皆々、己が疑心よりなす事にて、全人狐迫、一種之歟者、無之事と相見え、和漢之書に、其性を記し可_レ有_レ之哉、有識の人人に相尋候所、不_ニ見當_ニ候由。神家仏家にても、正敷沙汰者、曾て無_ニ之候旨、左候へ者、中古より申出候邪説に無_ニ相違一事。

附、人狐と申候獸を殺し候はば可_ニ差出_ニ候。

一、狐持之家筋血脉を伝、狐付廻り、又は、取親、契約子杯いたし候ても、狐來候様に相心得、或は田畠、山林、家屋敷等貰取候而も、狐付來り候と申説も、全奸邪之祈禱者より申出候説にて、祈禱料を貰り候より、事起候事に候。若其血脉を慕ひ、狐付廻り候と申儀、実事に候はゞ、例へ縁切、祈禱致し候逆、血脉断絶可_レ致哉。是等は理之当然、愚昧之者共、迷はざれ候に無_ニ相違_ニ候。仍_ニ以來者、田畠、山林家屋敷等主付無_ニ之候はゞ、品により押_ニ而主付申付候儀も可_レ有_ニ之候間、此旨可_ニ相心得_ニ候（後略）

注6、佐久間安芸守 佐久間福之助 一三〇〇石（本高）

住所 四ツ谷新屋敷大名小路

知行地

武藏国比企郡番匠村

二三六、二六六

" " 高見村

九六、六二二

" " 棚沢郡永田村

七一、四〇〇

" " 中瀬村

一〇〇、〇〇〇

" " 後棚沢村

二一八、二四三

" 小和瀬村

三八、二一

近世史料による憑き物「オーサキ狐」の諸相

賀美郡立野村	六四、五四
児玉郡傍示堂村	一六〇、四五〇
上野国邑楽郡北大島村	一〇〇、〇〇〇
伊豆国田方郡仁山村	五〇一、八二二
総高計	一、六八七石五三九石
（埼玉県史調査報告書「旧旗下相知行調」 埼玉県史編さん室	昭和61）